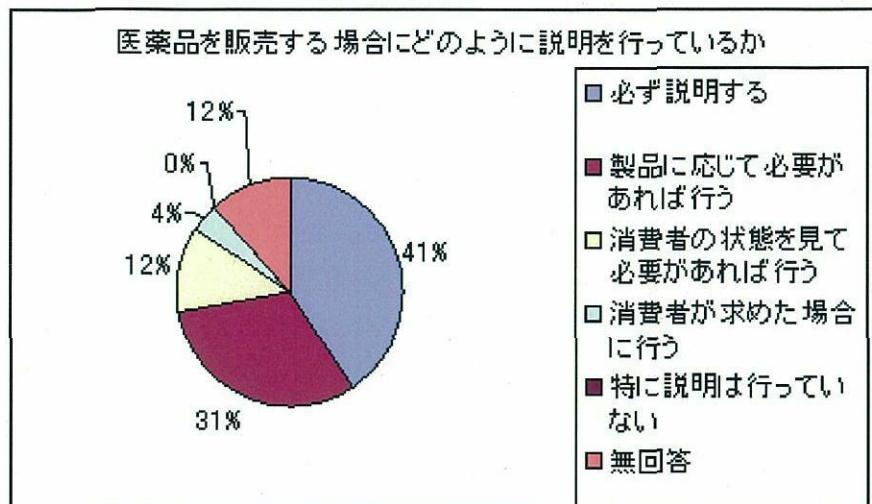
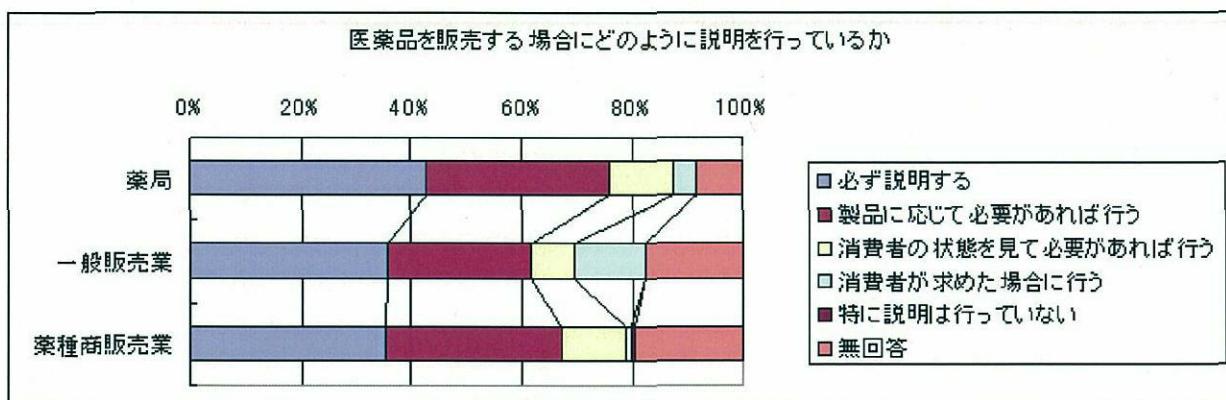


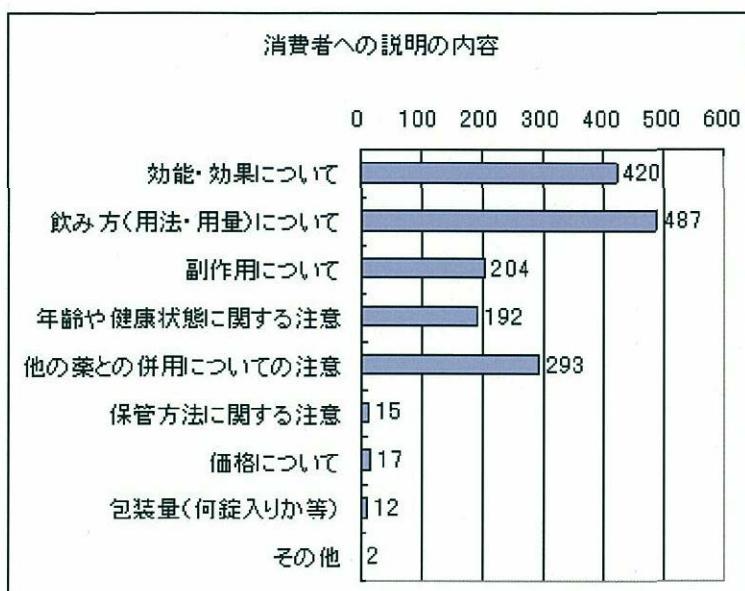
○医薬品を販売する場合にどのように説明を行っていますか。



○販売業の種類別医薬品販売時説明状況



○消費者への説明の内容はどのようなものですか（主なもの3つまで）。



2. 情報通信技術の活用

(論点24) 消費者への情報提供及び流通段階や販売店における医薬品の管理等に情報通信技術を活用することについて、どう考えるか。

(1) 情報通信技術を用いた情報のやりとりと対面による情報提供等との相違

消費者への情報提供及び流通段階や販売店における医薬品の管理等においては、対面による情報提供や実地における管理を行うこととされているが、消費者への対面による情報提供や医薬品の実地における管理と、情報通信技術を活用した情報のやりとりとの違いは何か。特に以下のような点においてどう考えられるか。

- ・ 得られる情報量
- ・ 情報の正確性
- ・ 得られる情報に対する消費者及び医薬品の販売に従事する者からの信頼性
- ・ 情報通信技術を用いた相談に対する抵抗感
- ・ その他

(2) 消費者への情報提供における情報通信技術の活用

(1)を踏まえた上で、医薬品販売における消費者への情報提供において、対面による場合との同等性を確保する観点から、扱う品目のリスクに応じて情報通信技術を活用することにより代替できる業務はあるか。具体的にはどのようなものが考えられるか。

<業務の例>

- ・ 医薬品に関する消費者への情報提供
- ・ 販売後の副作用発生時等への対応 等

<技術の例>

- ・ インターネット
- ・ 電子メール
- ・ テレビ電話
- ・ 電話 等

(3) 医薬品の管理等における情報通信技術の活用

(1)を踏まえた上で、医薬品の流通段階や販売店における医薬品の管理等において、実地における管理との同等性を確保する観点から、扱う品目のリスクに応じて情報通信技術を活用すること

により代替できる業務はあるか。具体的にはどのようなものが考えられるか。

<業務の例>

- ・ 医薬品の管理（在庫管理・品質管理）
- ・ 従業員の監督 等

<技術の例>

- ・ インターネット
- ・ 電子メール
- ・ テレビ電話
- ・ 電話 等

(4) その他の業務

情報通信技術を活用するに当たり、情報通信技術を活用できる業務として、上記(2)(3)の他にどのようなものがあるか。

<業務の例>

- ・ 消費者の情報の管理（過去の医薬品の購入歴等）
- ・ その他

3. その他

(論点25) インターネット販売、カタログ販売及び個人輸入の形をとった販売形態について、専門家による情報提供の観点から、どう考えるか。

(1) インターネット販売及びカタログ販売

- ① インターネット販売及びカタログ販売と対面販売との違いは何か。特に、消費者の状況の把握とそれに伴う情報提供が困難である可能性があることについて、どう考えるか。
- ② ①を踏まえ、インターネット販売及びカタログ販売について、どう考えるか。

(2) 個人輸入の形をとった販売形態

個人で使用するための個人輸入そのものについては、薬事法の規制が及ばないものであるとともに、専門家による情報提供が担保されないものであるが、このような個人輸入のあり方について、どう考えるか。また、個人輸入の手続き代行について、どう考えるか。

《参考》

1. インターネット販売及びカタログ販売について

○医薬品のインターネットによる通信販売について(平成16年9月3日薬食監
麻発第0903013号)(各都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生主管部
(局)長あて厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知)

医薬品の通信販売については、別添の「医薬品の販売方法について」(昭和63年3月31日付
薬監第11号監視指導課長通知)において、対面販売の趣旨が確保されないおそれがあるため、
最小限遵守されなければならない事項を示しているところであり、インターネットによる
通信販売においても同様の扱いとしていたところであるが、最近、同通知で示した事項を
逸脱した事例が見受けられ、指導が行われているところである。

については、貴管下関係業者に対し、同通知に基づく取扱いについて改めて周知するとともに、遺漏のないよう監視指導の徹底を図るようお願いする。